

---

「防災・減災のための放送利用行動計画（第一次）」（案）  
の概要

---

2012.12.05

## 目 標

— 防災・減災のため、地域の放送メディアに今できることから始める —

### 1 臨時災害放送局の開局支援体制を構築して、本年内に始動する

- ・ 災害時に市町村が臨時災害放送局を速やかに開局できるよう、市町村と事業者の「自助」と「共助」の体制を構築する。
- ・ 地方公共団体、事業者、総合通信局等が、「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」のメンバーとして、話し合い、調整を進める。

### 2 市町村、事業者、総合通信局等が連携して取り組む

- ・ 信越総合通信局は、災害時における臨時災害放送局の効率的効果的な置局を検討し、「臨機の措置」（電話での免許の申請と付与）に備える。
- ・ 「自助」や「共助」の形によって置局のフォーメーションは変わるので、あらかじめ関係者の間でもよく協議し、連携する。
- ・ 被災し臨時災害放送局を開局する市町村への支援は、ハードとソフトの両面で行う。
- ・ 災害の発生を想定した演習を行い、関係者の連携を確認し、市町村の職員や事業者のスタッフの訓練機会とする。

### 3 平時からのメディアを最大に活用してその連続で非常時に対処する

- ・ 日頃から放送を行うコミュニティFM会社やCATV会社のハードとソフトを活用することで、臨時災害放送局を迅速に開局し、宅内や車内には情報が届きにくい防災行政無線の補完を目指す。
- ・ CATVのコミュニティチャンネル等における災害関連情報の提供を強化する。
- ・ 被災時には生活支援情報の拠点となるよう、コミュニティFM会社やCATV会社は、平時から地域に密着した情報の収集や提供に努める。

### 4 災害関連情報の放送スタジオへの伝達を確実にする

- ・ CFM 会社や CATV 会社が防災行政無線を補完して情報を伝えるため、市町村発の情報が迅速、正確にその放送スタジオに伝わるようにする。
- ・ 市町村の庁舎と放送スタジオの間の情報伝達に、「公共情報 commons」を利用する。
- ・ 「公共情報 commons」へのデータ入力により、CATV やテレビやラジオ、PC、携帯電話、スマートフォン等への情報配信にも一元的に対処する。

## 5 コミュニティFMやCATVが所在しない市町村も応援する

- ・ 臨時災害放送局を自ら開局することが難しい場合にも、被害軽減のための広域での「共助」の体制に参加できるようにする。
- ・ FMラジオ放送を使ってラジオ端末で防災行政無線の声を聴けるようにすることを中心に、検討し、準備する。

## 6 臨時災害放送局の送信設備等を融通し合う

- ・ 臨時災害放送局の送信設備等を被災地に搬入して設置する中核的な支援事業者を決める。
- ・ 信越を複数の地域（中信、北信など）に分けて、被災していない地域から被災した地域に送信設備等を搬入して設置する仕組みを構築する。
- ・ 広域の市町村が送信設備等を共有するなど、複数の市町村間の連携を進める。

## 「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」の組織

— 本行動計画を実行する関係者の連絡会を組織し、様々な課題解決に協力して取り組む —

### 防災・減災のための放送利用行動計画連絡会

**コミュニティ FM 分科会** : コミュニティ FM 活用型の臨時災害放送局の開局について、課題を協議する。

**CATV 分科会** : CATV活用型の臨時災害放送局の開局について、課題を協議する。

**県域ラジオ分科会** : 県域ラジオ (AM、FM) の取組みについて、協議する。

#### **置局プラン部会**

- 災害の種類、規模、地域等を想定して、臨時災害放送局やその中継局の置局等を検討する。
- 臨時災害放送局を開局する個々の市町村の計画について、市町村間や事業者間の連携を協議する。

#### **公共情報commons部会**

- 「公共情報commons」の利用について、課題を協議する。

#### **演習部会**

- 「臨機の措置」を軸に、臨時災害放送局の開局にかかわる関係者の演習を企画する。

「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」のメンバー — 2012/12/4 現在 —

地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	ケーブルテレビ事業者	コミュニティFM放送事業者	県域放送局	支援事業者
長野市★	箕輪町	白馬村★	あづみ野テレビ(株)	あづみ野エフエム放送(株)	日本放送協会長野放送局	(株)NHKアイテック
松本市☆	南箕輪村	小谷村★	(株)飯田ケーブルテレビ	飯田エフエム放送(株)	信越放送(株)	(株)メイテックコム
上田市☆	宮田村☆	小布施町	伊那ケーブルテレビジョン(株)	エルシーブイ(株)	長野エフエム放送(株)	(株)NTTデータ
飯田市★	高森町★	高山村	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	(株)エフエム佐久平		(株)電算
須坂市	阿智村★	山ノ内町	(株)上田ケーブルビジョン	(株)エフエムとうみ		
小諸市	喬木村☆	木島平村★	(株)エコシティー・駒ヶ岳	(株)ながのコミュニティ放送		
伊那市★	豊丘村★		エルシーブイ(株)	軽井沢エフエム放送(株)		
駒ヶ根市☆	木曽広域連合★	長野県	佐久ケーブルテレビ(株)			
中野市	上松町		(株)信州ケーブルテレビジョン			
大町市★	南木曽町		須高ケーブルテレビ(株)			
飯山市★	木曽町		テレビ北信ケーブルビジョン(株)			
塩尻市☆	木祖村		(株)テレビ松本ケーブルビジョン			
東御市★	王滝村		丸子テレビ放送(株)			大学
安曇野市	大桑村					
南牧村★	山形村☆					
軽井沢町	麻績村					
御代田町	生坂村★					
立科町	筑北村★					
長和町★	池田町					国の機関
辰野町☆	松川村					信越総合通信局

★☆☆印の市町村は、CATV事業者でもある市町村。

★：自ら設備を保有し、番組制作も行っている。

☆：自ら設備を保有していないが、番組制作を行っている。

## スケジュール(主なもの)

	内 容
平成 24 年 10/22	「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」の発足
12/5	「行動計画（第一次：長野県バージョン）」の素案公表
12/5	「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」の素案公表
12/20	「行動計画（第一次：長野県バージョン）」の確定版公表
12/20	「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」の確定版公表
平成 25 年 1/1	「行動計画」に基づく臨時災害放送局開局手続きの運用開始（長野県内の先行市町村）
1 月中	「CATV 会社の臨時災害放送局開局支援の手引き」の公表
2 月中	「行動計画（第二次：新潟県を含むバージョン）」の素案公表
3 月中	「行動計画（第二次：新潟県を含むバージョン）」の確定版の公表
4/1	「行動計画」に基づく臨時災害放送局開局手続きの運用開始（新潟県内の先行市町村）

「防災・減災のための放送利用行動計画（第一次）」（案）

要約

本行動計画には、次の者が参加している。

（地方公共団体）

---

---

---

---

---

---

（放送会社）

---

---

---

---

（支援事業者）

---

---

（国）

信越総合通信局

## 1.ビジョンの共有

- ・ 臨時災害放送局の放送は、CFM（コミュニティFM放送）よりも広域に届き、建物の中にも伝わりやすい。
- ・ 現行制度下で開局できる臨時災害放送局を被害軽減のため積極活用。
- ・ 首都圏などでは枯渇している周波数だが、信越にはまだ余裕。
- ・ 開局を計画的に準備すれば、防災行政無線を補完。

### 1-1 基本方針

本行動計画の参加者の基本方針

- 1) 市町村間や放送会社間に「共助」の仕組み。
- 2) 被災地の放送会社だけでなく、被災していない地域の放送会社も、開局する市町村を支援。
- 3) 第一次計画は長野県、第二次で新潟県に拡大。
- 4) 第二次では、両県の県境を越える「共助」関係を構築。

### 1-2 目標

本行動計画の参加者の共通の目標

- 1) 開局支援体制を構築して、本年内に始動。
- 2) 市町村、事業者、総合通信局等が連携。
- 3) 平時からの連続で非常時に対処。
- 4) 災害関連情報の放送スタジオへの確実な伝達。
- 5) CFM 会社や CATV が所在しない市町村も応援。
- 6) 送信設備等を融通し合う。

### 1-3 臨時災害放送局の開局準備

- ・ 次の三類型（CFM 活用品、CATV 活用品、防災行政無線サイマル型）のいずれかの方法による開局を、計画に参加する市町村ごとに検討。
- ・ 災害被害の軽減を最大化するよう周波数を割当て。

#### 1-3-1 CFM 活用品

- 1) CFM の運用の「休止」と臨時災害放送局の「開局」について、CFM 会社と市町村が協議し、合意を形成。
- 2) 放送波が届かない地域をどうするのかといった方針を、市町村は検討し、決定。
- 3) 市町村は、周辺市町村との間で「共助」の関係構築を協議。

#### 1-3-2 CATV 活用品

- 1) CATV のコミュニティチャンネルの番組音声を利用すれば、新しくラジオ放送を始める場合よりも迅速、低費用で開局でき、番組内容も充実。
- 2) CATV 会社には、被災者の生活支援情報を独力で収集し、編集し、放送する能力。スタジオ設備や専門スタッフ等を活用。
- 3) 市町村の非カバー域について、CATV 会社と市町村との間でその費用対効果を協議。
- 4) 周辺市町村にも届く臨時災害放送局の放送を利用できるよう、市町村間連携を協議。
- 5) CFM 活用品と CATV 活用品の放送がいずれも届く地域では、効率的効果的な周波数利用になるよう調整。

#### 1-3-3 防災行政無線サイマル型

CFM や CATV をベースにできない市町村は、防災行政無線の音声を、臨時災害放送局の放送として自ら同時放送。

- 1) 防災行政無線の設備に併設すれば、防災行政無線の声はラジオ端末にも届く。
- 2) アンテナの設置場所や電源の確保等を準備。地理的条件等を踏まえて、効果的な立地を検討。
- 3) 中継局設置の計画のある市町村は、信越総合通信局とあらかじめ相談。

#### 1-4 CFM 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-1 の詳論）

- ・ 最大 100W まで増力すれば、聞こえる地域が広がり、建物内の奥の方にも届きやすい。危険回避行動を呼びかける防災行政無線を補完。
- ・ CFM 会社と市町村の間に「休止」と「開局」の合意が成立しているときに、開局を準備している他の臨時災害放送局の放送波との干渉等を検討し、「臨機の措置」を準備。

##### 1-4-1 CFM と同じ周波数の利用

- ・ CFM をベースにする臨時災害放送局の放送は、臨時かつ一時の放送として増力したときに、CFM と同じ周波数をそのまま使える可能性は高い。
- ・ 平時から住民に馴染みある周波数で放送が聴けるよう、周波数の増力を検討。

##### 1-4-2 市町村の費用負担等

- ・ 内容はもちろん、放送の期間や時間を決めるのは市町村。臨時災害放送局の費用をどう市町村が負担するのかも、CFM 会社と話し合い、決める。
- ・ 費用負担の方法には様々な形があり、CFM 会社と市町村との関係は各々。市町村は、CFM の運営や体制について話し合い、準備。

##### 1-4-3 近隣市町村間との連携

- ・ 周辺の市町村にも届くことがある放送波をその地域の住民への情報提供にも使うことについて合意を形成。

#### 1-5 CATV 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-2 の詳論）

- ・ まず CFM 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数の検討を行い、次に、CATV 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数利用を検討し、「臨時の措置」に備える。
- ・ CATV 会社がどう市町村の臨時災害放送局の置局を支援していくのかは、新たに作成する「CATV 会社の臨時災害放送局開局支援の手引き」に反映し、公表。

### 1-5-1 CATV 会社の経験と人材

- ・ CATV をベースにして臨時災害放送局の放送を開始する際には、コミュニティチャンネルで放送されている音声を使ってラジオ番組を制作する方法が一つの選択肢。
- ・ 一方で、扱える情報量の大きいコミュニティチャンネルを有効活用。
- ・ CATV 会社の専門のスタッフは、着実に業務。情報を正しく選択して伝えるのにも放送経験。放送会社の力は、平時に培われるので、訓練。

### 1-5-2 地域に密着した情報収集力

- ・ 平時における取材時の経験等は、非常時にも役立つ。CATV 会社は、機動的に活動。
- ・ 地域メディアとしての存在感が高まるよう、CATV 会社は、平時における取材力等の強化。

### 1-5-3 CATV 伝送路の断線や停電への備え

- ・ 大規模な地震等で伝送路が断線しやすい CATV サービスの弱点は、宅内や避難先でも聴くことができるラジオ放送で補強。
- ・ 断線や停電への備えは、CATV 業界全体の課題なので、CATV 各社が協力、連携。

### 1-6 防災行政無線サイマル型の臨時災害放送局開局（1-3-3 の詳論）

- ・ 臨時災害放送局の開局支援は、CATV 各社にとり自社の地域貢献を示す一つの形。同時に、CATV サービス全体に対する信頼を向上。
- ・ CFM 各社にとっても、自社の放送を地域の住民に広く知ってもらおう好機。
- ・ CFM 会社や CAT 会社が所在しない地域では、臨時災害放送局の放送を防災行政無線の補完に活用。
- ・ 高額な送信設備等を保有できる市町村は限られ、共同保有では大規模災害発生時に開局する数が不足。
- ・ 災害発生後に被災地外から送信設備等を搬入して臨時災害放送局を開局する仕組みがあれば、開局の可能性。
- ・ 市町村が「共助」し合う者として参加し、CFM 会社や CATV 会社はその機動力を持ち寄って体力の弱い市町村も支援。
- ・ CFM や CATV をベースにしない臨時災害放送局の放送では、人的な支援も欠かせないので、協力して行動。

### 1-6-1 防災行政無線の同時放送

- ・ 本行動計画の臨時災害放送局の放送は、臨時かつ一時的な放送を普通のラジオ端末で受信。
- ・ 防災行政無線の音声と同時に臨時災害放送局の放送にもなるので、市町村職員の負担増にはならない。

### 1-6-2 送信設備等の調達と準備

- ・ 臨時災害放送局の放送に必要な送信設備一式は高額でも、広域で共同保有すれば負担額は抑えられる。
- ・ 設備の普段の設置場所、各市町村が利用できる条件、費用負担の分担等について、当事者たる市町村の間で話し合い、合意を形成。
- ・ 市町村が「自助」し、財政力が弱ければ広域に「共助」して、足りない設備等は、CATV 会社や CFM 会社が支援する体制を構築。
- ・ 災害の規模、発生地域によっては、開局しない地域から設備を被災地に搬入してその地の開局に利用すれば、被災地で複数が開局。
- ・ CATV 会社による具体的な支援体制は、前述の「CATV 会社の臨時災害放送局開局支援の手引き」に定め、公表。

### 1-6-3 ソフト面での市町村支援

- ・ 臨時災害放送局の放送には、市町村発の情報を伝えるとともに、被災者の情報ニーズに放送局自身が応える情報拠点の役割。
- ・ 防災行政無線のサイマル放送から始めて、災害が大規模で長く放送を続けていく必要があるような場合に、番組提供やスタッフ派遣といったソフト面の支援。

### 1-7 県域放送の本行動計画への参画

- ・ 県域放送は、あまねく県内への放送を特徴。このため、被災地の被災者のためだけの放送を長期にわたって続けていくことには無理。
- ・ 他方、情報から孤立しがちな被災地に正しい情報を十分に伝えていくことに、行政から独立しているメディアがその役割を果たしていくことが重要。
- ・ 県域のラジオ放送は、県域放送の番組編集において放送の責任を果たしながら、県域放送局として行える支援を具体化。

### 1-7-1 ソフト支援

- ・ CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局も、非常時には、外からの応援が必要になることがある。
- ・ 臨時災害放送局を単独で開局できない市町村には、長期化する放送への人的支援がないと、放送を継続していくことは難しい。
- ・ 民放の県域放送局には局内外のスタッフがおり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力は高い。非常時にどのような支援を行えるかを、検討し、準備。

### 1-7-2 県域放送局と臨時災害放送局の情報連携

- ・ 例えば、CFM や CATV をベースとする臨時災害放送局からの情報やレポートを県域放送でも放送する方法や、逆に、県域放送の情報や番組等を臨時災害放送局が番組に取り入れて放送する方法は、臨時災害放送局の放送の期間が長期化するようなときには互恵の関係になり得るので、連携を検討し、準備。

### 1-8 臨時災害放送局への免許の付与

- ・ 信越総合通信局は、放送主体の市町村や、運営主体の CFM 会社や CATV 会社と協議をし、複数ある開局計画を調整。
- ・ 種類や規模、発生地点等が様々なので、協議や調整を事前につくすことは困難。開局のシミュレーションを複数行うことで、非常時にはその応用動作で対処。
- ・ 周波数割当ての目標や、「臨機の措置」に至る手続き、免許期間の考え方等を示すのが「臨時災害放送局への周波数割当てに関する基本方針」。
- ・ この中で、開局を望む市町村との調整の結果等を踏まえた放送利用の可能性を明示。
- ・ 検討の過程では、放送波の伝搬をフィールドで検証できるよう、市町村等からの求めがあれば、実験試験局免許を付与。

### 1-9 移動電源車の派遣

- ・ 信越総合通信局は、保有する移動電源車を、臨時災害放送局の開局や放送継続のために被災地に派遣。
- ・ 近隣の総合通信局が保有する電源車も被災地に投入できるので、その準備。

### 1-10 臨時災害放送局の運用ルール

- ・ 放送主体である市町村は、開局のための手続きを信越総合通信局に対して行う必要があり、迅速で正確な行動が必要。
- ・ 信越総合通信局は、本行動計画に参加する市町村のため、「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」を策定し、公表。

### 1-11 演習・訓練の実施

- ・ 関係者の連携によってはじめて成立する本行動計画なので、一定の災害発生を想定して関係者が演習を実施。
- ・ 市町村主体で定期的実施している防災訓練の中に組み入れるなどして定着。
- ・ CFM 会社や CATV 会社などは、日常の業務の中において、非常時対応についての訓練をスタッフに対し実施。

## 2. 防災・減災のための CATV サービスの高度化

- ・ 音声のラジオ放送は、聴覚に障害のある人には向かない、音声で伝えられる情報量は少ない、聞き逃すと再確認しにくいといった欠点。
- ・ その一部は、テキストや地図、映像も扱える CATV サービスをもって補う。
- ・ 少子高齢化が進む地域社会では、「自助」と「共助」を支える情報ネットワークが不可欠。
- ・ どの家にもあるテレビ端末への有線ネットワークと、災害時にも強い無線ネットワークを組み合わせた進化を CATV は目指す。
- ・ 平時から告知サービスなどに活用されている基盤が防災・減災のためにも利用されている状況がもっとも望ましい。
- ・ CATV 会社は、防災・減災に取り組む中で地域社会への貢献を深めていき、自身のサービスを高度化。

### 2-1 使い慣れたテレビ端末への情報提供

- ・ テレビ端末は、音声だけでは伝えにくい情報を伝えられる伝達手段。災害関連情報をテレビ画面に提供していくことに、CATV 会社は、積極的に取り組む。
- ・ 臨時災害放送局の放送のための番組制作を CATV のコミュニティチャンネルをベースにする場合、コミュニティチャンネルの放送番組そのものを一体的に充実。

#### 2-1-1 防災・減災のためのシステムとの連携

- ・ 防災行政無線の音声を C A T V のチャンネルで同時放送することも一つの選択肢。
- ・ 災害時にコミュニティチャンネルを視聴する住民に対して充実した情報を提供していくことで、CATV サービスの地域貢献を深化。
- ・ 防災・減災のためのシステムと CATV のシステムの連携。

### 2-1-2 非音声情報の伝達強化

- ・ 音声ラジオで伝えることが難しい複数の外国語での放送や、耳の不自由な人たちに伝えるための放送には、非音声のデータが効果的。
- ・ 避難勧告等の情報は、CATV のシステムが「公共情報コモンズ」からデータを受け取り、テレビ端末の表現力を使って伝える。
- ・ 長期滞在する外国人の学生や就労者や旅行者が多数いるので、母国語で避難誘導し、被災後を支援。
- ・ 地域社会が国際的に開かれた姿に移行していくためにも、CATV サービスとして外国語対応に取り組む。

### 2-2 防災行政無線の宅内端末の代替

- ・ 災害関連情報や平時の行政情報サービスの提供へと CATV のサービスが進化し、屋外にも持ち出せる端末。音声放送のラジオ端末のままでは無理。
- ・ デジタル防災行政無線の宅内配備を代替できるかも知れないデジタルメディア放送の制度検討が進んでいる。
- ・ CATV 会社としては、自らが災害時の地域情報拠点となるためにこうしたメディアとどう関係していくのかを検討。

#### 2-2-1 デジタル防災行政無線の補完・代替

- ・ 寒冷地では、二重サッシ等で密閉性の高い住宅が多い。風雪も厳しく、宅内端末へのニーズは高い。
- ・ アナログ防災行政無線を更新できない、そもそも同報系を整備していない市町村は全国的に数多い。
- ・ 一部の市町村では、デジタル放送の受信端末を防災行政無線の宅内端末の代わりにすることを検討しているので、そのフィージビリティ等を検討。

### 2-2-2 持ち出せる端末のイメージ

- 今後の端末進化にも適応できる CATV サービスの機能は、
  - i 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用
  - ii 災害時には臨時災害放送局の放送を受信
  - iii 常に県域放送を受信
  - iv V-Low マルチメディア放送が導入された際にはその緊急警報放送（EWBS）を受信できるイメージ。

### 3. 「公共情報コモンズ」の利用

- ・ 臨時災害放送局の運用を CFM 会社や CATV 会社に委ねるのは、
  - 1)放送会社のハードやソフトの資産を防災・減災に活かすことができ、
  - 2)スタジオからの放送であれば、市町村の庁舎や設備等が被災するなどして防災行政無線が作動しないときにも臨時災害放送局の放送が情報を伝えられる、  
のが理由。
- ・ ただし、前提として、市町村の庁舎と放送会社のスタジオ間の情報伝達が確実でなければならない。
- ・ 庁舎から臨時災害放送局のスタジオに、確実に、ほぼリアルタイムに、情報を伝達する手段として、「公共情報コモンズ」を利用。
- ・ 「公共情報コモンズ」であれば、データ入力をインターネットに接続できる環境があれば行える。官舎が被災で立ち入れないときにも、避難先や仮庁舎からでも入力できる。
- ・ パケット通信網は耐災害性が比較的高い。
- ・ 避難先等からの入力で PC や携帯電話やスマートフォンなどの多様な端末に情報を伝えられる。
- ・ 「公共情報コモンズ」の利用を広域で進めることで、必要とする地域の情報を利用者が入手できるよう、こうした課題を解決。

#### 3-1 「公共情報コモンズ」利用の試行

- ・ 東日本大震災後は、自身のシステムの改修を進めて「公共情報コモンズ」に適應する地方公共団体が増加。
- ・ システム改修をしなくとも、「公共情報コモンズ」には、データ入力のためのクラウドサービス等を利用することで容易に参加。
- ・ クラウドサービスを利用して「公共情報コモンズ」に参加できるよう、本行動計画の支援事業者は、平成 25 年度末まで無償でサービスを提供。
- ・ 市町村等は、その間に、防災システムの構築や商用クラウドサービスの利用等の方策を検討し、選択して、「公共情報コモンズ」の本格運用を準備。

## 3-2 「公共情報コモンズ」へのデータ入力

- ・ 電話やファックスでは、断線や輻輳の可能性。そうでなくとも、多数のメディアの対応に追われ、災害対応が遅れるリスク。ミスも生まれやすい。
- ・ 「公共情報コモンズ」へのデータ入力は一度の入力をもって「公共情報コモンズ」に参加している全放送局への配信が完了。
- ・ PC やスマートフォンなどの情報端末への配信も、その一度の入力で済ませられる。
- ・ 確実なデータ入力のための体制を整えられるよう、訓練も実施。

### 3-2-1 多様なメディアへの一元的対応

- ・ 「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって、テレビやラジオの放送、エリアメール、インターネットサイトなど、多様なメディアへの一元的対応とする。

### 3-2-2 インターネット上での情報配信

- ・ 「公共情報コモンズ」には、Yahoo! などのネット企業も参加を準備。PC はもとより、携帯電話やスマートフォンからもアクセスできることを意味。
- ・ 「公共情報コモンズ」は、行政情報サービスの充実にもつながる。
- ・ CATV サービスや新しいデジタル放送において「公共情報コモンズ」とのシステム連携が進むよう、本行動計画の支援事業者は、自治体クラウドや端末機器を開発等に取り組む。

## 3-3 周辺市町村と情報共有するための基盤

- ・ 市町村がその周辺市町村発の情報を知るためには、市町村間の情報共有を進める必要があり、そのために協調して「公共情報コモンズ」に参加。
- ・ 「公共情報コモンズ」へのデータ入力が広がれば、市町村間の情報共有が進む。市町村は、その情報共有基盤の上に連携を構築。

## 3-4 課題解決のための支援事業者の協力

- ・ 「公共情報コモンズ」は、各種の生活インフラの情報、例えば、道路やバスや水道といった公共サービスの提供者の情報も提供できるシステム。
- ・ 生活圏内の多様な情報を一元的に入手できるようになるには、信頼性や操作性の向上などの様々な課題。
- ・ 本行動計画の支援事業者は、市町村や CATV 会社等とともに、課題解決に取り組む。

## 臨時災害放送局開局の「共助」イメージ（長野県内）

- ・長野県内の北信、中信、東信、南信の4地域内それぞれに可搬型の送信設備を常備。
- ・災害発生時には、被災していない地域から被災した市町村に送信設備を搬入して設置し、市町村の開局を支援。
- ・ハード、ソフト両面から、放送の開始と継続を応援。

